

埼玉県報

第 285 号 令和 4 年(2022 年) 2 月 14 日 月曜日

目次

規則

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(食品 安全課)

告示

- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- O 救急病院等の申出(医療整備課)
- 肥料の登録に関する告示(病害虫防除所)
- 肥料の登録に関する告示 (病害虫防除所)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示 (病害虫防除所)
- O 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示(病害虫防 除所)
- 肥料の登録の失効に関する告示(病害虫防除所)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可(農村整備課)

規則

をここに 食鳥処 公布する。 理 0) 事業 \mathcal{O} 規 制 及 び 食鳥検査 に関 す る法 律 施行 細 則 \mathcal{O} 部 を改正 す る 規

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六号

規則 食鳥処理の事業 \mathcal{O} 規 制 及 び 食鳥 検 査 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する

第三十五号) 食鳥処理の \mathcal{O} 事 業 部 \mathcal{O} 規 を 制 次 \mathcal{O} 及 U ょ 食鳥 う ĺZ 改 正 検査 する に 関 す る 法 律施! 行 細 則 平 成三 年 埼 玉 県 規 則

削 る。 様式第二号 中 HB. 4 先」 を 污污 先」 に 改 \Diamond を 削 り、 同 様 式 \mathcal{O} 添 付 類

を 次 様式 0 よう 第四号中 改 める。 \neg H 4 先」 を 府 光 に 改 \Diamond を 削 り 同 様 式 \mathcal{O} 添 付 書 類 2

2 変更認定申請の場合

確認規程の変更案及び変更の理由を記載した書類

削 る 式 第七 号 カュ 5 様式第九号まで \mathcal{O} 規定 中 7 4 先」 を 污污 光」 に改 \otimes <u>=</u> を

削 る。 様式第十 号 中 Ħ 4 光 を 否 光 _ に 改 8 を 削 り、 同 様 式 \mathcal{O} 添 付 書 類 を

を 次 様 式第十 のよう É _ 号 改 \otimes 中 る。 _ # 4 光 を 否 光 に 改 8 を削 り、 同 様 式 \mathcal{O} 添 付 書 類

添付書類

地位を承継した事実を証する書面

様 式第十二号 か 5 様 式第十五号 ま で \mathcal{O} 規定 中 H 4 先」 を 河泊 光 に 改 め

を

削

を 削 式第十 る。 -六号 中 H 4 先」 を 否 先」 に 改 8 (E) \sqsubseteq を 削 り、 同 様 式 \mathcal{O} 添 付

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 きる。 則に \mathcal{O} 定め 規 則 る に 様 ょ る改 式 ょ 正 前 る用 \mathcal{O} 食鳥 紙 は 処理 当 分 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} · 業 の 間 所要 規 制 \mathcal{O} 及 び 調 整 食鳥検査に を て使用することが 関 す る法 律 施 で 行

埼玉県告示第百四号

第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項 数を次のとおり定めた。 及び第六項の規定に基づき、 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号) 令和四年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる

埼玉県知事 大 野 元 裕

○·九九九九九九九八三七九六	付金基礎額調整係数 (介護納付金納付金基础
一 · 〇八五七八七六六三四五五七	· 传条数	介護納付金納付金所得係数
〇・九九九九九九九九二七四		後期高齢者支援金等納付金基礎額
一・一〇〇〇六四四四四七二四六		後期高齢者支援金等納付金所得係数
一・〇五八八〇七六四五四六八四	整係数	一般納付金基礎額調整係数
一・一〇七四六六〇七一〇二八五		一般納付金所得係数
〇・六七		医療費指数反映係数
数值	数	係

埼玉県告示第百五号

厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。 ため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令(昭和三十九年 次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された

埼玉県知事 大 野 元 裕

	川越救急クリニック	名称	→ Λ
六番地一	埼玉県川越市大字古谷上千百十	所 在 地	診療所
月二十一日	令和四年一	撤回日	

埼玉県告示第百六号

第八号)第一条第一項に規定する救急診療所として令和四年一月二十二日に認定し、 その有効期限を同表の下欄のとおりとした。 次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令

埼玉県知事 大 野 元 裕

	川越救急クリニック	名称	=^
九番地一	埼玉県川越市大字小仙波千四十	所 在 地	診療所
月四日	令和六年九	有效期限]

埼玉県告示第百七号

六条第一項の規定により公告する。 項の規定により、令和三年六月二十三日付けで次の肥料を登録したので、同法第十 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一

埼玉県知事 大 野 元 裕

七 埼 〇 玉 四 県 号 第	登録番号
乾 豆 燥 腐 肥 か す	肥料の種類
乾 燥 お から	肥料の名称
窒素全量四・○	その他の規格
を で で で で で で で で で で で で で	は名称及び住所生産業者の氏名又

埼玉県告示第百八号

条第一項の規定により公告する。 項の規定により、令和三年十一月四日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一

埼玉県知事 大 野 元 裕

七 埼 〇 玉 五 県 号 第	登録番号
加 食 工 品 肥 残 料 さ	肥料の種類
み ど り く ん	肥料の名称
規格のとおり 規格のとおり 現を許される 一・○ 一・○ 一・○ 一・○ 一・○ 一・○ 一・五	その他の規格(%)
十号 尚二丁目十八番二 十号 二 十号 二 十号 二 十号 二	は名称及び住所生産業者の氏名又

埼玉県告示第百九号

項の規定により公告する。 二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

三 埼 七 玉 一 県 号 第										六八九号	奇玉県第		番号	登録										
そかなのすためなり 肥き加料 ん工 かん ない かん ない かん ない かん ない かん ない かん ない かん 家									1	シーク	炭酸カル		種類	肥 料 の										
	粉末	油かす	な 5 た :							A	ラスト	イーカ		名称	肥料の									
· 0	加里全量	<u></u>	りん酸全量	五. 三	窒素全量	格のとおり	項は、公定規	の他の制限事	最大量及びそ	る有害成分の	含有を許され	<u></u> .	加里全量	•	りん酸全量	<u>=</u> .	窒素全量			五つ・つ	アルカリ分		の規格	成分分
		十月七日	令和九年								八月八日	令和九年							三日	七月二十	令和九年		有効期限	登 録 の
	地	二千七百九十三番	埼玉県熊谷市上之	米澤製油株式会社						九百五十四番地	奈川区菅田町二千	神奈川県横浜市神	株式会社愛鶏園					二番地四	町上大崎六百三十	埼玉県久喜市菖蒲	I	有限会社タナカ鉄	又は名称及び住所	生産業者の氏名

六 埼 五 玉 四 県 号 第	六 埼 九 玉 一 県 号 第	五 埼 五 玉 六 県 号 第	五 八 三 号 第
末 魚 か す 粉	その粉 末 がす及び	体 乾 肥 燥 料 菌	末 魚 か す 粉
(魚 粒 骨	か ま 粒 す し 状 油 ひ	号 F 体 乾 l 肥 燥 1 料 菌	号 粉 魚 末 か 1 す
二 り 四 窒素 〇 ル 五 全 玉 全 量	一 加 三 り 八・○	空素全量 りん酸全量 の他の制限事 の他の制限事	六・の一般を発生を表える。
日 十 令 二 和 月 九 三 年	十	八 十 令 和 二 十 年	日十一月六
号 東京都江東区福住 会社 東京都江東区福住 大工	部 田 ア グ リ ア 株 式 朝 日 ア グ リ ア 株 式 中 浦 田 エ 井 二	十三番地四大三番地四十三番地四	報日アグリア株式会社野渡瀬二百二十二田渡瀬二百二十二

		丘 吳	E 具		
	Ī	た 点 カラ米	魚 け 分		
		、			
	一六・〇	りん酸全量	五.	窒素全量	
	日	十二月三	令和九年		
号	一丁目十二番十五	東京都江東区福住	会社	関東肥料工業株式	

埼玉県告示第百十号

一項の規定により、 項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったの肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第 同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

六〇一号	五八九号第	五五三号第	五 五 二 号 第	登録番号
料乾燥菌体肥	料	料	料	肥料の種類
	更 代 表 者 の 変	就会社 社 業株		変更事項
2 5 6	发育	2 写 前	芝	変
木	中 寸 己 こ	木 _ 正 介	寸 七 女 壱	更
K	_	μ	E	内
				容

埼玉県告示第百十一号

する。 規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の

埼玉県知事 大 野 元 裕

第 埼 五 玉 七 県 七 号	登録番号
肉 骨 粉	肥料の種類
粉 6. 0 肉 骨	肥料の名称
一 り 六 窒 一 り ん 素 ・ 酸 ○ 全 量	その他の規格
五百四十一番地十 新玉県八潮市大字垳 村田油脂産業株式会	は名称及び住所生産業者の氏名又

埼玉県告示第百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法 (昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字新光三二一番

二 保安林として指定された目的

解除の理由

耕地の防風

 \equiv

宣言甚目)省

指定理由の消滅

埼玉県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和四年二月四日認可した。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 名称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所の所在地

羽生市